

2023年10月制度スタート!

インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

最終回

法人成りによる消費税
節税スキームに関する
注意点をよく説明します



イ

ンボイス制度に関する連載の最終回は、インボイス制度開始前に活用されていた

個人事業主の法人成りを利用した消費税節税スキームが基本的に使えなくなること、およびインボイス制度開始後も例外的に節税スキームを適用できるケースについて解説します。

消費税は、消費者がモノやサービスを購入したときに負担する税金ですが、直接消費者が国に納税するわけではありません。事業者が「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いた残額により納税することとなっています。

ただし、売上高が1000万円以下など一定の事業者に対し

ては、消費税計算の事務負担を考慮し、免税事業者制度が設けられています(図表1)。

法人成りを活用した節税スキーム

インボイス制度導入前には、消費税の免税事業者制度を活用して、4年間の消費税免税期間を享受するスキームがよく知られていました。

基準期間(個人事業者であれば前々年、法人であれば前々期)の課税売上高が1000万円以下であれば、消費税の免税事業者になる可能性があります。

そこで創業時には、まず個人事業者として事業を開始しま

す。課税売上高が1000万円を超えた場合、その年の翌々年から課税事業者となるので、そのタイミングで法人を設立し、個人事業を法人組織へと形態の変更を行います。

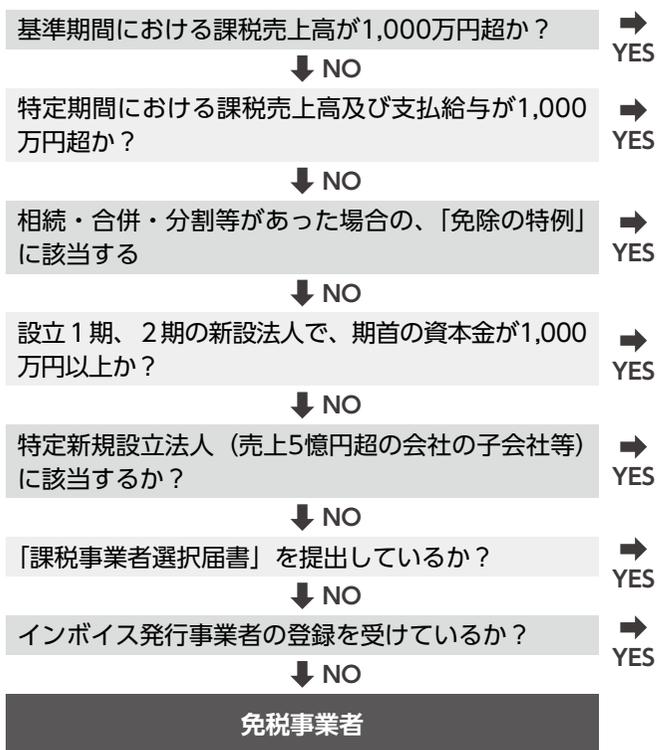
新設法人では、資本金を100万円未満に設定し、特定期間(前年度開始から6カ月間)における支払給与を1000万円以下に抑えるなど一定の条件を満たせば、基準期間のない法人設立1期目、2期目については消費税が免除されます。

このスキームを活用することで、個人事業で開業し、法人で消費税課税事業者になるまで、最低でも4年分の消費税の納税義務が免除されることとなります(図表2)。

免税事業者のインボイス発行事業者の登録

しかしインボイス制度が導入された令和5年10月以降、消費税の免税事業者はインボイスを

図表1 消費税の課税判定フローチャート判定



課税事業者

発行できず、買い手事業者において仕入税額控除ができません。そのため免税事業者であることにより、買い手事業者から取引を敬遠されたり、取引金額を下げられたりする可能性があります。

このような事情から、免税事業者である期間を4期以上設けるス

業者であることをやめて、インボイス発行事業者の登録を行うケースが増えています。インボイス発行事業者に登録するには、消費税の課税事業者となる必要があることから、前述した創業時から消費税の免税事業者である期間を4期以上設けるス

図表2 法人成りを利用した消費税節税スキーム

事業年度		1期目	2期目	3期目
個人事業者	課税売上高	1200万円	1400万円	0円
	納税義務	免税	免税	課税

↓ 法人成り

事業年度		1期目	2期目	3期目
法人	課税売上高	1600万円	1800万円	2000万円
	納税義務	免税	免税	課税

出所：筆者作成

キームは、活用がしにくくなりました。



- インボイス制度導入後は、個人事業者や法人が新たに事業を始めたとしても、当初から消費税の課税事業者になるケースが多くなっている
- 一般消費者が相手のBtoCの事業者については、買い手である消費者からインボイスの交付を求められないので、引き続き消費税節税スキームは有効である

ただし、美容院や学習塾、飲食店などの事業者は、顧客である一般消費者からインボイスの交付を求められることは考えにくいいため、取引が敬遠されるリスクも少なく、従来通り消費税の免税期間を設けるスキームは有効であると言えます。

(7)